令和８年（フ）第２５７１号
大阪府枚方市町楠葉１丁目19番８―103号
破産者　上口　大輔
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６３２号
大阪市浪速区大国２丁目４番21―1210号
破産者　髙山　寛大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７０１号
大阪市西淀川区佃５丁目12番５―309号
破産者　山本　敬大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８６２号
大阪府東大阪市花園本町２丁目６番５号
破産者　見杉　恭子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３４号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目１番５号
破産者　三浪美智子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４９号
大阪府寝屋川市香里新町９番４―203号
破産者　河村　　大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０４０号
大阪府東大阪市西上小阪２番２号
破産者　安田尚秀こと　趙　　尚秀
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１９９号
大阪市大正区千島３丁目17番15号、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮３丁目20番15号303
破産者　宮田　良弘
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３５号
大阪府守口市土居町２番12―201号
破産者　鶴本　正光
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５６号
大阪府寝屋川市下神田町２番15―203号　ＴＡＩＨＯレジデンス萱島
破産者　池田　将也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１５号
兵庫県姫路市岡田146番地２　あすかハイム１―５、従前の住所兵庫県たつの市御津町岩見747番地
破産者　中西　信浩（成年後見人　岸　剛健）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第６４４号
兵庫県姫路市田寺東２丁目26番16号　プラザエム23号、従前の住所兵庫県姫路市田寺２丁目２番29号
破産者　竹口製作所こと　竹口　操男
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３２４号
兵庫県加古川市尾上町安田72番地の２
破産者　山田みゆき
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市四郷町山脇226番地　ＧＲＡＮＶＩＬＬＡＧＥ御着203、従前の住所兵庫県姫路市仁豊野220番地16
破産者　Ｌａ．ｌｉｅｎこと　和田　寛美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市豊富町御蔭3278番地115
破産者　齋藤　勝久
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市西庄甲636番地６
破産者　佐藤　一成
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６５号
岡山県倉敷市北畝１丁目20番５号
破産者　徳山　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
高知県南国市日吉町３丁目２番36号　ＴＭハイツ305、旧住所徳島市中吉野町１丁目22番地　Ｔサンライズ301
破産者　高橋　昌也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１号
福岡県大牟田市神田町134番地
破産者　甲木　義章
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第７５６号
福岡県遠賀郡岡垣町公園通り２丁目12番４号
破産者　藤原　浩喜
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部